

委員会提出議案第4号

三田市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

三田市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月27日提出

議会運営委員会委員長 福田 秀章

三田市条例第 号

三田市監査委員条例の一部を改正する条例

三田市監査委員条例（昭和39年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議員のうちから選任する監査委員）

第2条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月23日から施行する。

（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部を次のように改める。

監査委員	月額 102,400円
------	-------------